

令和8年

乙訓消防組合第2回議会 会 議 録

令和8年6月30日

乙訓消防組合議会

乙訓消防組合議会令和8年第2回定例会会議録

目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○事務局職員出席者	1
○説明のため出席した者	1
○議事日程	1
○開会	2
○日程 1 会議録署名議員の指名	2
○日程 2 会期の決定	2
(追加)	
○日程 3 乙訓消防組合議会議長の辞職許可について	3
(追加)	
○日程 4 乙訓消防組合議会議長の選挙	3
(追加)	
○日程 5 乙訓消防組合議会副議長の選挙	4
○日程 6 管理者の諸報告	5
○日程 7 監査報告第2号 例月出納検査の結果報告について	7
○日程 8 報告第 1号 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	7
○日程 9 報告第 2号 令和7年度乙訓消防組合一般会計予算繰越明許費 繰越計算報告について	8
(追加)	
○日程 10 議案第 9号 乙訓消防組合監査委員の選任について	8
○日程 11 議員の派遣について	9
○閉会	14

令和8年6月30日（火）

会 議 録

乙訓消防組合議会令和8年第2回定例会

議事日程第2号

令和8年6月30日(火)

午前9時55分開議

○出席議員(9名)

向日市	米重健男議員	松本みゆき議員
	林リエ議員	
長岡京市	柊彰議員	福島和人議員
	平木竜馬議員	田村直義議員
大山崎町	堀内古比呂議員	徳本修司議員

○欠席議員(0名)

○事務局職員出席者

浅尾弥里書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(14名)

安田守	管理者(向日市長)
中小路健吾	副管理者(長岡京市長)
前川光	副管理者(大山崎町長)
藤原博	代表監査委員
中島裕子	会計管理者
浅田太	消防長
岡正幸	本部次長
湯川和之	本部次長兼総務課長
湯川勝	向日消防署長
木幡清	長岡京消防署長
竹上宏	大山崎消防署長
横田正幸	本部予防課長
森下隆男	本部警防課長
大田英治	本部救急課長

○議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名

- 日程 2 会期の決定
(追加)
- 日程 3 乙訓消防組合議会議長の辞職許可について
(追加)
- 日程 4 乙訓消防組合議会議長の選挙
(追加)
- 日程 5 乙訓消防組合議会副議長の選挙
- 日程 6 管理者の諸報告
- 日程 7 監査報告第2号 例月出納検査の結果報告について
- 日程 8 報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額の決定について)
- 日程 9 報告第2号 令和7年度乙訓消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算報告について
(追加)
- 日程10 議案第9号 乙訓消防組合監査委員の選任について
- 日程11 議員の派遣について

○会議録署名議員

長岡京市 柊 彰 議員

長岡京市 平木竜馬 議員

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

開会 午前9時55分

○松本みゆき議長 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。

開会に先立ちまして、事務局から参考資料が席上に配付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は9名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、乙訓消防組合議会令和8年第2回定例会を開会いたします。

それでは日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定によりまして、柊 彰議員、平木竜馬議員、以上を指名させていただきます。

○

○松本みゆき議長 次に、日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期につきましては、本日 1 日限りとすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

ここで、議事の都合により、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○

○徳本修司副議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

先ほど、松本みゆき議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、本件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、日程 3 以下を順次繰下げ、日程 3、乙訓消防組合議会
議長の辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、松本みゆき議員の退席を求めます。

(松本議員 退席)

○徳本修司副議長 本件については、会議規則第 133 条第 2 項の規定により、討論を省
略し、直ちに採決します。

お諮りいたします。

松本みゆき議員の議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、松本みゆき議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

(松本議員 復席)

○

○徳本修司副議長 お諮りいたします。

ただいま議長が欠員となりましたので、次に議長の選挙を日程に追加したいと思いま
すが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、日程 4 以下を繰り下げ、日程 4、乙訓消防組合議会
議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、副議長において指名することに決定しました。

それでは、乙訓消防組合議会議長に私、徳本修司を指名します。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名しました私、徳本修司を、議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、私、徳本修司が議長に当選しました。

○徳本修司議長 それでは、少しご挨拶させていただきます。

ただいま議長に選出いただきましたこと誠にありがとうございます。議長という重責をしっかりと受け止めて、公平かつ中立な立場で議会運営をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

ただ、大山崎町のほうは、10月に選挙、改選というのがありますので、短い期間での議長になるかも分かりませんが、この間、よろしくお願いいたします。

○徳本修司議長 お諮りいたします。

ただいま副議長が欠員となりましたので、次に副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、日程5以下を繰り下げ、日程5、乙訓消防組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

それでは、乙訓消防組合議会副議長に、田村直義議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました田村直義議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、田村直義議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました田村直義議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

田村副議長からの発言の申出がありますので、この際、許可いたします。

○田村直義副議長 失礼いたします。

ただいま議員各位のご推挙によりまして、副議長に選任いただきましたことに心より感謝を申し上げます。その責任の重さを深く受け止めまして、議長を補佐し、円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

○

○徳本修司議長 次に、日程6、管理者の諸報告であります。

安田管理者。

○安田守管理者 おはようございます。

4月から乙訓消防組合管理者に就任いたしました向日市長の安田でございます。私は、平成15年から4年間、ここにいらっしゃいます福島議員とともに、乙消議員を務めておりました。当初まだここができてませんでして、長岡京市の図書館の上を借りて議会をしてたのを懐かしく思い出しております。

今後は、管理者として、乙訓地域15万5,000住民の生命と財産を守るために、誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、格別のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、管理者諸報告に移らせていただきますが、その前に、まず先ほどの選挙におきまして、徳本修司議員が議長に、また田村直義議員が副議長に当選されましたこと

を心からお祝い申し上げます。

また、4月1日付で、本組合監査委員の藤原博氏が代表監査委員に就任され、この場におられますので、ご紹介させていただきます。

同じく、4月1日付で、会計管理者につきましても交代がありましたので、ご紹介させていただきます。会計管理者の中島裕子でございます。

次に、4月1日付で幹部職員の人事異動を行いましたので、紹介をさせていただきます。次長の岡でございます。次長兼総務課長の湯川でございます。予防課長の横田でございます。救急課長の大田でございます。向日消防署長の湯川でございます。大山崎消防署長の竹上でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、先の定例会以降の報告をさせていただきます。

初めに、「火災・救助・救急・その他災害件数状況」について、3月から5月までの3か月間の出場件数につきましては、総計1,995件でありました。

次に、主な建物火災について、ご報告させていただきます。

3月31日に長岡京市緑が丘地内で発生した建物火災につきましては、住宅8棟が焼損、乙訓消防組合から消防車両等6台が出場し、長岡京市消防団から、消防車5台、団長以下83名に出場していただきました。この火災で、初期消火の際に煙を吸われた男性を救急搬送いたしております。

また、4月5日に長岡京市神足太田地内で発生した建物火災につきましては、住宅3棟が焼損、乙訓消防組合から消防車両等6台が出場し、長岡京市消防団からは、消防車2台、団員16名に出場いただきました。なお、両火災とも出火原因については、現在調査中であります。

次に、「火災予防の啓発」についてご報告いたします。

6月7日から13日まで全国一斉に行われた「危険物安全週間」に合わせ、乙訓消防組合では、組合のホームページや市町広報紙への記事掲載など、危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図りました。

また、危険物施設保有の事業所に対しまして、集中的な立入検査や訓練指導を実施し、日立建機日本株式会社関西支社との特別消防訓練を実施したところでございます。

次に、「水防訓練」についてご報告申し上げます。

去る6月7日に、長岡京市勝竜寺の小畑川、犬川合流点においては、長岡京消防署と長岡京市消防団並びに長岡京市役所の職員が、また、大山崎町大山崎の桂川右岸河川敷においては、大山崎消防署と大山崎町消防団並びに大山崎町役場の職員が、水防訓練を実施し、水防技術の向上に努めたところであります。

最後に、「京都府南部消防指令センター共同整備の進捗状況」についてご報告申し上げます。

令和8年第1回定例会において可決いただきました「内部組織の共同設置に関する規

約の設定に関する協議」等について、地方自治法に基づく京都府への届出を令和8年4月28日に行い、同日付で受理いただいております。

以上、管理者諸報告といたします。

○
○徳本修司議長 次に、日程7、監査報告第2号 例月出納検査の結果報告についてであります。

代表監査委員の報告を求めます。

藤原監査委員。

○藤原博代表監査委員 それでは、報告いたします。

例月出納検査の結果につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和7年度一般会計令和8年2月分、3月分及び4月分、令和8年度一般会計令和8年4月分の例月出納検査を実施いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

各月につきましては、関係諸帳簿、公金受払報告書、その他裏づけとなります証票書類及び金融機関残高証明書等を照合するなど、検査の結果、計数に誤りもなく、出納及び現金の保管等、適正に処理されていたことを確認いたしました。

なお、検査の対象、時期、概要及び結果につきましては、お手元にお配りさせていただいた報告書のとおりでございます。

以上です。

○徳本修司議長 以上で、例月出納検査の結果報告を終わります。

○
○徳本修司議長 次に、日程8、報告第1号 専決処分についてを議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

安田管理者。

○安田守管理者 日程8、報告第1号 専決処分についてご報告申し上げます。

本専決処分につきましては、救急活動中の事故に伴うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

令和8年5月3日14時50分頃、長岡京市今里地内で発生した救急現場において、傷病者を救急車内に収容するために、ストレッチャーを搬送していたところ、誤ってストレッチャーのタイヤ部分が戸当たりに接触し、戸当たりが破損したものであります。

相手方との協議の結果、損害賠償金として4万4,000円を支払うことで示談が成立し、令和8年5月29日に専決処分したものであります。

なお、損害賠償額の支払いについては、加入しております全国消防協会の消防業務賠償責任保険から、修理業者に支払われたところであります。

現場活動中の安全管理につきましては、細心の注意を払い、事故防止に努めるよう指導いたしておりますが、今後、なお一層の安全管理の徹底を図ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○徳本修司議長 以上をもちまして、報告第1号を終わります。

○徳本修司議長 次に、日程9、報告第2号 令和7年度乙訓消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算報告についてであります。

報告を求めます。

安田管理者。

○安田守管理者 日程9、報告第2号 令和7年度乙訓消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算報告について、ご説明申し上げます。

繰り越しいたします事業は、水槽付き消防ポンプ自動車CD-IIの購入に係る費用であります。

また、令和8年度へ繰り越しいたします金額は、別紙計算書に記載のとおり、8,610万3,000円であります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度乙訓消防組合一般会計予算 繰越明許費繰越計算書を調製し、ここにご報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○徳本修司議長 以上で、報告第2号を終わります。

○徳本修司議長 ここで、田村直義議員から、監査委員の退職願が管理者に提出され、退職が承認されております。

お諮りいたします。

ただいま、管理者から提出されました「監査委員の選任について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、日程10以下を順次繰り下げ、日程10、議案第9号「乙訓消防組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、松本みゆき議員の退席を求めます。

(松本議員 退席)

○徳本修司議長 提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田守管理者 ただいま議題となりました、議案第9号 監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

監査委員で議員のうちから選任されております田村直義議員から、監査委員の退職願

が提出されましたので、これを承認いたしましたところでございます。

したがって、議員のうちから選任する監査委員に欠員が生じたので、その後任として松本みゆき議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○徳本修司議長 本件の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第9号について、原案どおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、議案第9号は、原案どおり同意されました。

(松本議員 復席)

○

○徳本修司議長 次に、日程11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

乙訓消防組合議会 会議規則第148条の規定に基づき、令和8年7月7日から8日にかけて開催いたします本組合議会議員視察研修に、お手元に配付しておりますとおり、全議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、全議員を派遣することと、決定いたしました。

ここで、議事の都合により暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○

○徳本修司議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

よって、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの議会運営委員会の副委員長互選の結果をご報告いたします。

議会運営委員会の副委員長に、松本みゆき議員が選出されました。

以上で報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際でありますので、何かほかにご意見はございますでしょうか。

堀内議員。

○堀内古比呂議員

ありがとうございます。専決、第1号のところで、少しだけお聞きをしておきます。

まずは、事故が起こったということですが、これは、人は乗ってなかったということで、けがはなかったという認識でよろしかったでしょうか。

○徳本修司議長 木幡長岡京消防署長。

○木幡清長岡京消防署長 患者さんを乗せた後ではなく、現場に行くときに接触してますので、遅延等、けが人も発生しておりません。

○徳本修司議長 堀内委員。

○堀内古比呂議員 もう一点お伺いしたいんですけれども、たまにこういった賠償の話が出てきます。それで、これは保険が使われたということで、今回対応されていますけれども、これは、民間の保険であれば、値段が上がったり、額にもよるんでしょうけれども、あると思います。保険料の年会費だとか、そういったのはあがりませんか。

○徳本修司議長 湯川次長兼総務課長。

○湯川和之本部次長兼総務課長 保険料が上がったということはありませんです。

○徳本修司議長 堀内委員。

○堀内古比呂議員 今回の事故では上がらないということだと思うんですけれども、これは何回使っても上がらないのか、その内容を教えていただけますか。

○徳本修司議長 湯川次長兼総務課長。

○湯川和之本部次長兼総務課長 この業務を管理しております保険につきましては、何回使っても上がらないということになっております。

○徳本修司議長 いかがですか。

○堀内古比呂議員 結構です。

○徳本修司議長 ほかにございませんか。

柊議員。

○柊彰議員 着座にて失礼いたします。先日の水防訓練を拝見させていただいて、ちょっと感じたことで、提案という形でお話しさせていただければと思います。

先日の水防訓練、皆さん本当に消防署員の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

実際、災害が起きて、雨天時というときには、雨がっぱ、レインウェアを着用されるかと思うんですけれども、そのレインウェアの件なんですけれども、いろいろとお話を聞くと、レインウェアって、素材、クオリティがいろいろございまして、トップから2番目の素材を使われているということなんですけれども、実際、災害時に例えば、土のうを積んだりとかして、長時間作業をされるわけなんですけれども、その時に、そのレインウェアを着ていますと、中で汗をかいて、その汗をどういうふうに出すかによって、その放出効率によって、体の疲れ具合というのが変わってきます。それで、先ほど

の素材に戻りますけれども、その素材が、やっぱりトップの素材がゴアテックスというものがあるんですけれども、そのゴアテックスを今使用されてなくて、2番目の素材と聞いております。となると、発熱して、その水分が体から出ていって、それをレインウェアの中でためてしまうんですね。それをいかに放出するかっていうのが、その素材の役割なんですけれども、やっぱり職員の方々が作業をされるにおいて、やはりその素材は最上級のものを使うべきではないかなというふうに私は考えております。

それで、その素材、例えば上下で大体平均価格が、市場価格で3万円ぐらいのものです。職員の今、職員数が185名というふうにお伺いしておりますので、ざっくり550万の費用がかかるわけなんですけれども、今というわけじゃなくて、今後、そういったレインウェアの更新の時期がこようかと思しますので、そういうタイミングに、職員の方々の作業効率等をお考えいただいて、安全性というのもあります。最近は熱中症ということもありますのでね。そういう安全性も考え変えていただいて、レインウェアの更新をしていただければなと思います。

また、古い今、全職員の方がお持ちのレインウェアは、廃棄というのはちょっと単純なことなんで、やはりいろいろと聞きますと、消防団に、各消防団に配付されているレインウェアというのが、数が限定されていると聞いてるんですね。消防団員数ないというふうに聞いておりますので、その消防団にまわしていただいて、そのレインウェアを十分に活用できるような、そんな仕組みを使っていただければいいかなと思いますので、以上、私からの提案ということでさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○徳本修司議長 ほかに質問ございませんか。

福島議員。

○福島和人議員 おはようございます。私のほうから数点、お伺いしたいと思います。

まずは、男性職員の育児休暇の取得についてお伺いしたいと思います。

国において、男性職員の育児休暇取得を積極的に今、推進しておりますが、消防の現場については、24時間勤務体制を維持しながら取得を促進していく必要があります、現場では様々なご苦労があると思います。

乙訓消防組合におけるこれまでの男性職員の育児休業取得者数及び取得率についてお聞かせください。

○徳本修司議長 湯川次長兼総務課長。

○湯川和之本部次長兼総務課長 令和7年度の男性職員の取得状況でございますが、18人の対象者のうち13名が育児休業を取得しておりまして、平均約30日、1人当たり取得で、取得率は72%程度になっております。

以上です。

○徳本修司議長 福島議員。

○福島和人議員　なぜ今回、聞かせていただくかという、京都の消防局においては、育児休業取得への対応として、新規採用を、職員数を約30人増員して行っているということも聞いております。

一方で、乙訓消防においては、京都消防局のような育児休業を特化した増員は行われてないことも認識はしているんですが、育児休業は、これからやっぱり権利として保障されるものであって、そういった中で、現在の乙訓消防の配置に支障はないのか、どうでしょうか。

○徳本修司議長　浅田消防長。

○浅田太消防長　京都市消防局においては、今年度54人の増員をされたというふうに伺っております。そのうち、委員おっしゃるとおり30人を育児休業の対象とする増員分として増やされたということです。

育児休業なんですけれども、今の現状ですが、育児休業に伴う欠員ですね。その欠員が出た場合は、所属内で調整をして、当務配置を行っております。それでも調整がつかない場合は、日勤者を泊まりにしたり、あと所属を越えて署を越えての応援も可能とするような、運用をしております。

しかし、今後また育児休業の取得期間、これがまた延長することも想定されますし、育児休業者が増えていくことも、また考えていかなければならないと思いますので、今後、さらなる対応というのを検討していかなければならないというふうに思っております。

○徳本修司議長　安田管理者。

○安田守管理者　これは、24時間体制ではありますけれども、各市町でも、育児休業の取得は非常に重要なことであります。しかしながら、人員配置とか、育児休業をそれぞれが取られる期間というのが分からなくなるので、余剰な人員にもならない、そして足りないように、いずれにしましても、市民、町民の皆さんには、生命と財産を守るために、しっかりと人数を確認していきたいと思っております。

○徳本修司議長　福島議員。

○福島和人議員　ありがとうございます。よろしくお願いいたしますと思います。

一番懸念するのは、本来取得できるだろう日数を、しかしやっぱり今のそういう体制によって取れないという状況、やはり周りに遠慮する、やっぱり現場に職場に迷惑をかけるということこら辺で、本来取れるものが取れないという、今、聞いてますと30日しか取っていない。これが、30日が権利なのか、これ60日取れるのかというところ辺で、そこもしっかりと、今言われたように、しっかり人員の配置も考えていただいて、しっかりそういった権利も保障していただけるようには進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長まだよろしいですか。

○徳本修司議長　福島議員。

○福島和人議員 次に、京都府の航空消防の防災体制についてお伺いしたいと思います。

先般、新聞報道によりますと、京都府では、京都市消防局が保有する消防ヘリコプターを活用し、京都府全域を対象とした航空消防体制の構築を進め、防災航空隊を新設すると報道されておりました。この事業は、広域的な消防防災体制の強化につながるものと考えますが、乙訓消防組合としては、この事業に対してどのように関わりを持つことになるのでしょうか。また、負担金の支出や職員派遣など、乙訓消防としての新たな財政負担や人力的負担が発生するのか、お分かりになるのであれば、それをお聞かせください。

○徳本修司議長 浅田消防長。

○浅田太消防長 新聞報道でもご承知だとは思いますが、現在、京都市消防局では、ヘリコプターを2機所有しておられます。ヘリコプターにつきましては、耐空検査という、車でいいますと車検のようなものがありまして、これで3か月間は、運航ができない状態が続きます。今、2機所有していますので、1年のうち、半年は1機運用しかできないというふうになります。こういうこともありまして、今現在、京都市はヘリコプターは1機運用をされております。もちろん、1機運用の人員と1機運用の資機材で運用されておりますが、こうなりますと、京都市でヘリコプターが活動している場合、他の場所が必要な場合に、ヘリコプターが行けないということがありますので、何とか2機運用をして、2機運用ですが、半年しかできないんですが、それでも、半年でも2機運用すれば、今まで不可能であった活動も、2機同時に運航できるという利点があります。

それともう一つ、京都府として、防災ヘリを今所有しておりません。ですので、他府県と京都府が、応援協力できる、そういったものを結べない状態になっています。ですので、京都市の消防ヘリを、府の防災航空隊という形で、仮称ですが、位置づけをすることによって、京都府が他府県と応援協定を結べるということになりますので、京都市のヘリが使えない場合でも、他府県に消防ヘリの応援要請をすることができるようになるということです。それは、これから京都府が、他府県と応援協定を締結するように進められるところでございます。

それと後、これに対して、乙訓消防から、負担金の発生は人件費、それと資機材分、合わせまして、ございません。人件費については、京都府が負担をするということになっております。運用開始は、今年、令和8年の10月からでございますが、乙訓消防としては、ここに京都府下で3名の職員を、京都市に派遣することになるんですが、令和10年の10月から、職員1名を3年間の派遣であることを、現在予定をしております。以上です。

○徳本修司議長 福島議員。

○福島和人議員 最後の質問ですけれども、今回のこういった防災体制も含めてですが、先ほど、管理者からも、そういう体制、人員に関しては、しっかり進めていくということでありましたけれども、最後に、要するにこういった緊急、今回も、資料にもよるよう

に、やっぱり救急車の事案というのが、やっぱり前年より比べて増えている。で、10年、20年前からいくと倍増しているということも、以前、お聞かせしていただいた、こういった中で、やはり今後、そういった人員の増員というか、人員体制ですね、そういった計画を、やっぱりこの先を見越して、これから向日市さんも、JRのほうも開発が進んでいますし、長岡京市も、住宅がどんどん、またマンション等も建つ予定で、大山崎も人口が増えている。こういった状況で、減る要素というのは、僕は多分ない。そういった中で、今回も消防、火事がちょっと最近にしては珍しく7件起こっている状況。そういった中で、やはり体制というのは、普通のこういった一般職と違って、特殊な訓練を受けていただいて、職務についていただく消防のそういった方々を、やっぱり人員配置するためには、やっぱり計画的に、これは増員も含めて、今後やっていかなければいけないと思うんですが、先ほどもお答えしていただきました、最後に管理者のほうから、お願いします。

○徳本修司議長 安田管理者。

○安田守管理者 最近、救急需要が非常に任務が増えているのは承知しております。

ただ、ちょっと火事ありましたが、全体的な話をしますと、火災自体は減っております。その中で、救急の人員と、火災の人員との振り分けが以前のままであるので、例えば、消防署によっては、全部が救急と消防を兼ねている消防署もありますので、そういう面も含めて、これから現在、そして未来の事情に合わせた体制づくりをしっかりと考えていきたいと思っております。

○徳本修司議長 福島議員。

○福島和人議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○徳本修司議長 ほかにございませんか。

それではこれもちまして、乙訓消防組合議会令和8年第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時36分

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により下記に署名する。

乙訓消防組合議長 松 本 みゆき

乙訓消防組合議長 徳 本 修 司

乙訓消防組合議員 柊 彰

乙訓消防組合議員 平 木 竜 馬